

平成28年度 第1回 宇都宮市地域包括支援センター運営協議会 会議録

- 日 時 平成28年9月28日(水) 午後3時30分～午後5時15分
- 場 所 宇都宮市中央生涯学習センター 205 学習室
- 出席者 **【委 員】**
村井委員, 臼井委員, 糟谷委員, 大武委員, 山本委員, 福田委員,
塩澤委員, 永井委員, 山口委員, 小野委員, 三條委員
【事務局】
高齢福祉課長, 高齢福祉課介護保険担当主幹, 高齢福祉課長補佐
高齢福祉課相談支援グループ係長, 高齢福祉課職員1名
<欠席 大島委員>
- 公 開 傍聴者 なし
- 会議経過
 - 1 開 会
 - 2 会長あいさつ
 - 3 議 事
 - (1) 報告事項
 - ア 地域包括支援センターの運営・活動等の状況について 【資料1】

<事務局資料説明>

<発言要旨>

三條委員

総合相談の内容は、どのようなものか。

事務局

保健と福祉サービスの利用の相談や、介護保険制度に関するものが多い。

臼井委員

地区市民センターやスーパー等で行われる出張相談会の延回数に記載があるとよい。

小野委員

相談件数や内容は地域によってどのような差があるのか。

事務局

中心部や周辺部では高齢者人口の差もあり、相談内容も異なっている。中心部では高齢化が進んでおり、ひとり暮らしが多い。

小野委員

全体的には相談件数が年々減っているが、センターごとの増減がわかるとよい。

会長

どこの地域では、どのようなことがどのくらいできているのかなど、地域の特色がわかるとよい。地域包括支援センターを充実させていく上で、地域性や地域差を注視していきたい。

大武委員

11ページの数字は何を表しているのか。

事務局

地域包括支援センターが作成するケアプランについて、委託に出している割合、さらに、委託の場合は同法人への委託か別法人かの割合を示し、中立性を確認するものである。

福田委員

相談を受けて100%解決することはないと思う。解決できなかった件数もわかるとよい。そういうこともあるのか。

事務局

困難事例など、その場ですぐ解決しないこともある。個別にケース会議などを開いて解決していくこともある。

会長

見守られていない高齢者の数や孤独死した高齢者の数など最終的な結果を示したのではないので、今後は圏域ごとにどういう評価をしていくべきか検討していただければと思う。

山口委員

この資料は市全体の数字を出しているが、それぞれの地域ごとの細かな数字も中身も市ではつかんでいる。

イ 本市の「介護予防・日常生活支援総合事業」について 【資料2】

<事務局資料説明>

<発言要旨>

永井委員

総合事業が平成29年4月開始するという事は各地域包括支援センターには説明しているのか。

会長

平成29年4月には移行することは当然知識として分かっている。

事務局

担当者会議やセンター長会議の中で総合事業についての情報提供をしている。本市の方向性も示してきた。今後、さらに手続きについてなど詳細を10月以降に説明会や研修会を開催していく。

永井委員

具体的な案をある程度出さないと実施できない。今の段階で案がないのは厳しい。例えば、資料に住民主体の活動を支援していくとあるが、我々何をしたらいいのか分からない。

会長

総合事業に移行した後に、包括支援センターでは、業務がどう変わるのか、どんなことができるか、それぞれの包括支援センターから意見があがってくるとよい。その集約をお願いしたい。住民主体の活動についても住民が主体的に活動できるだけの知識と覚悟が今後必要となる。

三条委員

生活支援コーディネーターは、来年の4月には配置されるのか、それとも4月以降に適任者を見つけ研修をしていくのか。

事務局

総合事業については、社会福祉審議会の高齢福祉分科会においてご意見をいただきながら進めているが、生活支援コーディネーターについては、今後開催される審議会の中でご意見をいただく予定である。

会長

うまくコーディネートできる人材は地域の中でみつけないといけない。適任者が見つかるまで時間をかけて協議していく必要があると思う。

(2) 協議事項

ア 地域包括支援センターの体制について 【資料3】

<事務局資料説明>

<発言要旨>

塩澤委員

これから総合事業の開始など、地域包括支援センターの業務が減ることはない。業務分量に差がある中、運営をしていかなければならない。費用対効果をセンターひとつひとつがどれくらい果たしているのかという実質を評価した上で、その評価に見合った業務量かどうかを洗い出す必要がある。

経費的に成り立っているセンターとそうでないセンターがある。これだけの人

口を抱えていてこれだけの業務量をこなしているから仕方ないというセンターとこれだけの業務でなぜ赤字になってしまうのかというセンターもある。

それぞれの地域で、どれだけの業務が見込まれるのかということ踏まえ、センターそのものの改善が望まれるのか、拠点を複数化して機能を倍増させていくべきなのかということが議論されるべき。現状を把握することが大切。決算においても、委託事業の決算だけでなく、指定事業のこの財務表だけでは判断できない。

予防プランの作成は分量的にいても委託していかなければならないが、ケアマネの事業者代表として言えば、包括支援センターから委託を受けてありがたいものかということ必ずしもそうではない。しかし、これからは早期に対応し、予防をして自立に向けてできるだけ介護にならないようにするのがケアマネジメントの腕のみせ所である。地域包括支援センターにおける役割として予防プランをどう位置付けていくか、経費をどうあてていくかが重要である。

会長

現状を把握しなければという話もありましたが、どういった評価の仕方現状を把握するのかということも今後皆さまに伺わなければならない。

永井委員

重要なのは、高齢化率より高齢者人口である。それをベースとした体制づくり、言うなれば、個別に対応した人材がセンターごとに必要である。その人材をどう確保するかが重要になる。必要な人材が確保されているかということはチェックする必要がある。

3つの連合自治会を担当している包括などでは、支部に分けるということも連合自治会としてはありがたい。経営者を分けるのは大変だと思うので支部をつくるという体制も考えてみるべき。

永井委員

また、現在の、委託料の人口加算というのは画一的すぎるのではないか。

会長

高齢者数や圏域ごとの特徴に合わせた評価をし、人員や予算を決めていくプロセスを目指していくというのが共通理解である。

これからはどうメリハリをつけるか。方向性としてはセンターの数や職員の人数、基幹型の設置など、大きな方向性の検討の時期である。

臼井委員

全体的に高齢者の人口は増えているのは明らかである。やり方はいろいろ検討すべきだが、包括を2つに分けるもしくは、追加していくことも考え方のひとつである。

会長

将来の高齢化率は。

事務局

別紙の3-1にあるように、平成37年で27.6パーセント、その5年後の

平成42年で、29パーセントと推計されている。

会長

そのくらいを見込んだ包括の職員数の配置を考えないと間に合わない。現にすでに間に合わないところもあると理解したうえで、今後、伸び率にあった配置をしていくことを、ひとつの方向性にしていくということではどうか。

糟谷委員

包括支援センターごとに質の差がある。数の問題だけでない。

大武委員

やはり、数の問題は大きい。2,000人規模のところと8,000人のところでは、相談件数にしても多いため、一人当たりの相談時間が長くもてない。きめ細かく対応することが難しくなる。

決算の話にしても、赤字の決算の包括がいくつかあるが、指定介護予防事業所としてのケアプランの料金も加えれば人件費が少ないところはプラスに転じる包括もあると思う。人口が多くプランの数が多いところでは、委託に出すため委託料もかかるし専任のプランナーを雇っている包括もあるが、その分の人件費もかかる。プラン作成の料金が安いので、プランナーを雇うと赤字になる。

会長

プランの料金をいれるとどうなるかという視点も評価の中に入れる必要がある。

三条委員

地域に、ボランティアする人がどのくらいいるのかななどの社会資源もどの程度あるかという点も加味していかなければならない。

大武委員

25の包括の圏域は施設整備の基準にもなっている。包括の数を変えるのは現実的ではない。高齢者人口はかなり基礎的な数字である。委託料の人口加算は、現在は3,000人以上のところについているが、それが20か所ある状況である。加算については、3,000人以上、6,000人以上と段階ごとに分けてもよいのではないか。職員配置についても、一律4人ではなく、6人のところや8人のところがあってもよいのではないか。それが現実的な方法だと考える。

永井委員

事業が変化し増加する中で、行政の体制も変わっていくのか。

大武委員

他の中核市の状況を調べたが、専門の部署があるところが多い。最低でも地域包括ケアを担当する課は必要である。25の包括を管理するのは相当なエネルギーである。他の仕事をしながらでは難しいのではないか。総合事業が始まるにあたり、ぜひ市の体制強化も議論すべき。

山口委員

高齢福祉課の他の仕事をしながら包括支援センターの仕事もするというのは厳

しい。中核市レベルならば専門の部署があるべき。

小野委員

行政がどう変わるかという部分については、福祉に関しては、行政だけでは解決が難しい問題であり、自治会や民生委員、事業所などと協働していくことが必要。それにあたっては横のつながりをつくっていかなければならない。宇都宮市の課題として考えていかなければならないのは、横のつながりをもった総合的な窓口などを作るというのもひとつかもしれない。包括的な体制が必要である。

イ 地域会議について 【資料4】

<事務局資料説明>

<発言要旨>

会長

宇都宮市としては以前から地域会議というのは行ってきた。後から国で地域ケア会議というものが法で位置づけられ、今後も実施していくにあたり、新たに求められるメンバーやそれに伴う課題などについてご意見いただきたい。

小野委員

求められるメンバーというのは、個別レベルか、連合自治会単位のか、市全体なのか、どのレベルの会議についてか。

事務局

それぞれの会議についてであるが、個別レベルの会議については比較的關係者が集まって開催しやすいが、連合自治会ごとの会議については、もう少し多様な職種が入ってくると充実するのではないかと考えているところである。

小野委員

すべての会議に行政は入っているのか。

事務局

全てではないが虐待のケースなど困難事例については、必要に応じて、高齢福祉課や保健予防課など関係する課が参加することもある。

小野委員

市の社会福祉協議会も入るのか。

事務局

地域での会議には入ることもある。

小野委員

市や社会福祉協議会から、市の状況や地区ごとの状況の情報提供などの支援も必要となる。必要なケースに限らずより多く入っていただきたいと思う。

永井委員

地域会議はだいたい参加者が同じである。仕事を持っている方も多いから簡単

に集まらない。

会長

開催が難しい理由もたくさんあるがやっていかなければならない。仕事をしている人も出席しやすい時間などに開催するなど目的ごとに分けることも必要。ぜひ協力をお願いしたい。

塩澤委員

地域の福祉基盤を再編するものであるという前提に立って、地域包括支援センターはその住民サービスのひとつのコアであるということ投げかける必要がある。より参加しやすい工夫を加えることが必要。庁内各課横断する新しい部署ができることも望ましい。

まずは地域住民の方に理解してもらえそうな広報をしていただきたい。

永井委員

高齢者の問題だけでなく子どもも含めた福祉の問題として大きく打ち出していないと地域がついてこない。

山口委員

地域包括支援センターがリードしていくということを地域が認め、横のつながりを持ち地域を守るのが地域包括支援センターであるということを明確にするのが地域会議であると思う。

塩澤委員

地域包括支援センターが組織体ということではなく、地域のコーディネーターとなることが重要。

大武委員

39の自治会連合会があるが、それぞれではなく、どの地域でもある程度ベースを同じにしなければならない。地域包括支援センターは介護保険法に規定された施設であり、まずは高齢者の課題を解決するために、どこの包括でも最低限のものは同じという地域会議を作っていかなければならない。

三条委員

どこの地域でもまちづくりの組織が変わってきている。それとの兼ね合いもあると思う。

塩澤委員

今後、多職種の連携は絶対不可欠であるため、市のサポートを基に、情報交換していくことが重要。

4 その他

- ・ NPO法人とちぎケアマネジャー協会が実施したアンケート結果についての情報提供
- ・ 次回の会議についての案内

開催時期：2月頃

協議事項：平成29年度の実施方針及び評価の仕組について

5 閉 会